

県民緑税条例

平成 17 年 3 月 28 日
兵庫県条例第 19 号

県民緑税条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、森林の荒廃及び都市地域の緑の喪失が進むなか、緑の保全及び再生を社会全体で支え県民総参加で取り組み、すべての県民の生活に関わる緑の多様な公益的機能を十分に発揮させるため、県民緑税として、兵庫県税条例（昭和 35 年兵庫県条例第 63 号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第 2 条 平成 18 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 20 条の規定にかかわらず、同条に定める額に 800 円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第 3 条 平成 18 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 52 条第 2 項第 4 号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を加算した額とする。

法人等の区分	加算額（年額）
(1) 県税条例第 27 条第 1 項の表 (1) の項に掲げる法人	2,000 円
(2) 県税条例第 27 条第 1 項の表 (2) の項に掲げる法人	5,000 円
(3) 県税条例第 27 条第 1 項の表 (3) の項に掲げる法人	13,000 円
(4) 県税条例第 27 条第 1 項の表 (4) の項に掲げる法人	54,000 円
(5) 県税条例第 27 条第 1 項の表 (5) の項に掲げる法人等	80,000 円

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第 27 条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「県民緑税条例（平成 17 年兵庫県条例第 19 号）第 3 条第 1 項」とする。

(使途)

第 4 条 県民緑税は、次の各号に掲げる事業に係る経費の財源に充てるものとする。

- (1) 災害に強い森づくりのための事業
- (2) 動物と共生する森づくりのための事業
- (3) 県民が行うまちなみ緑化を支援するための事業
- (4) その他森林及び都市地域の緑の保全及び再生のための事業

(基金の設置)

第 5 条 県は、前条各号に掲げる事業を早期かつ計画的に推進し、県民緑税を適切に管理するため、県民緑基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 6 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 毎年度の第 2 条及び第 3 条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額に相当する額の範囲内において予算で定める額

(2) 基金から生ずる収入額

2 必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てることができる。

(管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も确实有利な方法により保管するものとする。

(処分)

第8条 基金は、第4条各号に掲げる事業に係る経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用等)

第9条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより、その歳入に繰り入れて運用することができる。

2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第11号抄）

(施行期日)

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。（後略）

附 則（平成22年10月7日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月15日条例第46号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月13日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月4日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。